

函館市アンテナショップ商品取扱基準

1. 目的

この基準は「函館市アンテナショップ」において取り扱う商品について必要な事項を定め、「函館市アンテナショップ」の質の維持、向上を図り、消費者の信頼を高め、函館市のイメージアップに寄与するとともに、函館市および近郊（＝渡島・檜山管内）の企業の販路拡大に資することを目的とする。

2. 取扱基準

取扱商品は、以下の項目のいずれかに該当しなければならない。

(1) 生鮮品等（農畜水産物等）

函館市および近郊で生産されたもの。

(2) 生鮮品等以外の食品

① 函館市および近郊で、製造・加工の全てが行われたもの。

② 函館市および近郊で、製造・加工の全てが行われたもの以外で、以下ア～エのいずれかに該当するもの。

ア. 函館市および近郊の企業が製造または販売もしくは企画に関わる商品であって、原材料の一部または全部に函館市および近郊の特産品を使用し、それをセールスポイントとするもの。

イ. 函館市および近郊の企業が製造または販売もしくは企画に関わる商品であって、函館市および近郊のイメージアップが図られ、または宣伝効果が高いと判断できるもの。

ウ. 函館市アンテナショップにおいて取り扱う商品に関連した商品であり、その取り扱う商品の売上アップや知名度向上に寄与すると判断できるもの。

エ. 商品名やパッケージなどから、函館市および近郊のイメージアップが図られ、または宣伝効果が高いと判断できるもの。

(3) 食品以外の商品

函館市および近郊の企業が製造または販売もしくは企画に関わる商品であって、函館市および近郊のイメージアップが図られ、または宣伝効果が高いと判断できるもの。

※ ただし、原則として次に掲げるものは取り扱いを認めない。

- ・においがきついもの
- ・大きな音のするもの
- ・賞味期限が短いもの
- ・原価率が高いもの
- ・その他、店舗営業に支障を及ぼす可能性があるもの。

3. 取り扱い条件

- (1) P L（製造物責任）保険（一般の損害保険会社等で販売している賠償責任保険でも可）に加入していること。
- (2) J A Nコード表示（13桁）を設定済であること。
- (3) 食品の場合、食品衛生法、JAS 法等の表示義務に対応できていること。（食品以外の商品についても法定表示義務に対応できていること。）
- (4) 安定した製造量、出荷量が確保されていること。
- (5) その他の条件については、函館物産協会と取り扱い企業の協議による。